

国土交通省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令を廃止する命令案について

1. 背景

自動車が行送運行を行う場合、行送運行許可番号標及びこれに記載された番号（以下「行送運行許可番号標等」という。）の表示は、原則として、運行中の自動車の前面及び後面の見やすい位置に確実に取り付けることが必要である。

一方、総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号。以下「法」という。）第 31 条に基づき指定を受けた地方公共団体が、法第 35 条第 2 項第 1 号に規定する特定地域活性化事業として政令等規制事業（政令又は主務省令により規定された規制に係る事業をいう。）を定めた地域活性化総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、法第 53 条に基づき、当該政令等規制事業について規制の特例措置を適用することができる。

当該特例措置の一つとして、平成 25 年 3 月より、国土交通省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令（平成 25 年内閣府・国土交通省令第 1 号）に基づき、特定地域活性化事業として、行送運行効率化事業（地域活性化総合特別区域内において、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 36 条の 2 第 1 項（同法第 73 条第 2 項において準用する場合を含む。）の許可を受けて行う自動車の行送運行の効率化を図る事業をいう。）を定めたときは、当該道路の区間における後面の行送運行許可番号標等の表示については、省略できるものとする特例措置（以下「本特例措置」という。）を設けている。

一方、令和 4 年 3 月に道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号。以下「規則」という。）を改正し、一定の要件を満たした場合、後面の行送運行許可番号標等の表示を省略できる規定を設けた本特例措置と同等の内容が全国的に措置されたところ。今般、本特例措置を用いていたすべての事業者が規則に基づく特例への移行が確認できたことから、本命令を廃止することとする。

2. 概要

本命令を廃止する。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和 8 年 3 月 31 日（火）

施 行：令和 8 年 3 月 31 日（火）